

会議録・平成27年9月18日第3回定例会（最終日）

1. 招集の年月日 平成27年8月27日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 9月18日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	山内	理	2番	西岡	厚
3番	中井	啓悟	5番	上田	清
6番	阪井	勇男	7番	乾	健郎
8番	江	京子	9番	伊豆	千夜子
10番	北岡	泰	11番	樋口	文隆
12番	奥山	幸洋	13番	松本	忍
14番	綿民	和子	15番	辻井	成人

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 恵三	総 務 課 長	西田 一成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	北岡 和成
人権生活環境課長	世古口和也	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	田中 一夫	長寿健康課長	小池 弘紀
農水商工課長(兼)農業委員会事務局長	堀 真	まち整備課長	沼田 昌久
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育総務課長	西口 竜嘉	こども課長	世古口哲哉

文化財保存活用監 中野 敦夫 人権啓発推進監 中瀬 行久
土地利用調整監 松本 雅之 監査委員 西村 和久
教育委員長 竹本 留美子

1. 会議録署名議員

12番 奥山 幸洋 13番 松本 忍

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一括上程した議案

議案第56号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第2号）

議案第57号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
（第2号）

議案第58号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）

議案第59号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）

議案第60号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2
号）

議案第61号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第3 一括上程した議案

認定第1号 平成26年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

認定第2号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出
決算認定

認定第3号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決
算認定

認定第4号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計
歳入歳出決算認定

認定第5号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳

出決算認定

- 認定第 6 号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定
- 認定第 7 号 平成26年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認
定
- 認定第 8 号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定
- 認定第 9 号 平成26年度明和町水道事業決算認定
- 日程第 4 号 発議第 1 号 公共施設等建設特別委員会設置に関する決議
- 日程第 5 号 請願第 2 号 大淀地区内の牛舎建設反対に関する請願書
(総務産業常任委員長報告)
- 日程第 6 号 請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求
める請願書
(教育厚生常任委員長報告)
- 日程第 7 号 請願第 4 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡
充を求める請願書
(教育厚生常任委員長報告)
- 日程第 8 号 請願第 5 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わ
る制度の拡充を求める請願書
(教育厚生常任委員長報告)
- 日程第 9 号 請願第 6 号 防災対策の充実を求める請願書
(教育厚生常任委員長報告)
- 日程第10号 発議第 1 号 公共施設等建設特別委員会設置に関する決議
- 日程第11号 請願第 2 号 大淀地区内の牛舎建設反対に関する請願書
- 日程第12号 請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求
める請願書
- 日程第13号 請願第 4 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充

を求める請願書

日程第14 請願第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

日程第15 請願第6号 防災対策の充実を求める請願書

日程第16 議員派遣の件

日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務審査の件

(総務産業常任委員会)

日程第18 委員会の閉会中の所管事務調査の件(議会運営委員会)

追加日程第1 発議第2号 大淀地区内の牛舎建設反対に関する意見書

追加日程第2 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

追加日程第3 発議第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書

追加日程第4 発議第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

追加日程第5 発議第6号 防災対策の充実を求める意見書

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年第3回明和町議会議定例会（第10日目）の会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名します。

12番 奥山幸洋 議員

13番 松本忍 議員

の両名を指名します。

◎議案第56号から議案第61号の一括上程

○議長（辻井 成人） 日程第2 「一括上程した議案について」

議案第56号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第2号）

議案第57号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）

議案第58号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第60号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）

を議題とします。

この件につきましては、すでに詳細説明が終わっておりますので、本日は質疑から行います。

◎議案第56号の質疑

○議長（辻井 成人） まず、議案第56号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

歳出から行います。

黄色の表紙、「予算に関する説明書、平成27年度一般会計補正予算説明書」の9ページ、第2款 総務費から、18ページ、第13款 諸支出金までの歳出全般で質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

13番 松本議員。

○13番（松本 忍） 失礼します。9ページ、企画費のですね、役務費、水道の加入金がですね、20mmということで、加入申込みをされるということですが、まずその根拠と、次に、引込みの位置、そして、その次に、工事請負費でございますけども、工事請負費がありますけども、用地買収費のほうは、どのようになっているのか、説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

まず役務費と水道の加入金でございます。これにつきましてははですね、20mmの口径を想定して、引込みを行っていくという考え方でございます。

現在の配水管につきましては、100mmを現在、これから道路工事するところについてですね、配水管の100mmの配水管が敷かれておるわけでございますが、それからの取り出しにつきましては、40mmで取り出しをいたしまして、将来、想定する役場庁舎側のほうへ入れてまいります。敷地内に入れます。

その中でですね、現在の20mmというのは、あくまでも現庁舎に、実は20mmの口径の契約でございまして、将来、設計の段階でですね、将来どれだけの口径が必要なのかということに対しての検討も加えますが、現在のところは、100mmの配水管から40mmで取り出しまして、宅地内の中で、メーター20mmで絞るという形で、あくまでも仮設、仮設と申しますか、現在の計画での仮設で入れさせていただくということでございますので、本設計の段階でですね、それが25mmが必要や、40mmが必要やということであれば、口径の変更をいたしまして、メーターの設定を変えていくということで、あくまでも仮に現在の段階は、引込みを20でさせていただいておると。

将来、新しくできた道路を、また割ってですね、汚いというたらおかしいですけど、将来のための仮設の引込みというようなことで、ご理解いただきたいと思います。

それと、用地についてはあくまでも、現在はこの区画道路について、公社所有になっておりますので、この公社所有から町へ、また名義を書き換えるということでございますので、その点については、やっぱり用地買収費については、今回、買い戻しの部分については、計上しておりません。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

○13番（松本 忍） 水道の件につきましては、わかりました。工事費がつい

ていて、用地費がついてないというのは、やっぱり工事をするには、公社の名義で土地はあるわけですけども、それをですね、まず工事と用地は、工事ができるときには、その道路部分につきましては、公社じゃなくって、明和町になっているのが、本当じゃないのかなと思いますけども、どうでしょうか。ちょっと答弁をお願いします。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） おっしゃるとおりだと思いますが、あくまでも今回、設計が6月、今回、工事費用については9月に計上させていただきました。実際、工事の発注をいたしますのは、今現在、農協側のですね、本店の工事がされております。それらと合わせて、工事をしていくということではございませんので、あくまでも農協側の本店工事が、ある程度、落ち着いた段階で、道路の布設、年明け早々になろうかと思いますが、やっていきたいというような工事の行程を組んでおります。

その中で、用地についての町への引き渡しについては、それに合わせてですね、12月なり何なりの段階で、公社から町のほうへ戻していきたいというような行程で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

他に質疑される方はございませんか。

7番 乾議員。

○7番（乾 健郎） 11ページの民生費で、保育施設管理費の中で、施設等修繕料、なりひら、ささふえの修理の中で、建物の歪みが原因という説明をいただきましたが、どういう歪みなのか。構造的に大丈夫なのか、構造的な問題がない調査をしていただいているのか、教えてください。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） サッシの実は真ん中の支柱が歪んできたという状態がありまして、それがサッシに原因があるのか、建物に原因があるの

か。ちょっとサッシのメーカーも呼んで、調査をさせていただきました。

結論としては、建物が築、これが昭和55年建築のもので、築35年経っております。実は問題なのは、それがゆがんできて、地震のときに耐えられるかどうかということもございましたので、その辺のところも調査をいたしまして、耐震診断のいわゆる I S 値というものにつきましては、1.25というふうには、高い数値が表れておりまして、耐震性は確保されておるものと思っておりますが、若干やっぱり目視はできませんが、下がったような状況があつて、それが支柱のところへ影響を及ぼしたものであろうということでございます。

部分的な補修としては、なかなか難しいということで、窓枠全体を取り換えて、真ん中の支柱へも補強材を入れて、取り換えていくというもので、これで構造的にも問題がないというふうに理解をいたしましたので、計上させていただきました。以上です。

○議長（辻井 成人） 7番 乾議員。

○7番（乾 健郎） 建物全体的にはそういう耐震診断をしていただいておつて、そういう数字が出ておるんで、問題ないかと思うんですけど、部分的に地中かなんかに、穴とか空いておつて、陥没して、ここの部分だけ問題になって、こういう問題が出てきたとか、そういう可能性はないのか。

それと、その補強材というのは、どういう補強材で、どういう補強方法を考えてみえるんか教えてください。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 建物自体のですね、いわゆるヒビも確認はできませんし、サッシ自体もですね、歪んだ状態ですので、サッシ自体に損傷があるとも、それはありませんでした。

ですので、全体が歪んでいく中でですね、真ん中へ支柱へしわ、弛みが出てきたというような形になっているということございまして、今回、窓枠を全部変えまして、もちろん支柱の部分もあるんですが、その両脇に金具を入れまして、通常はそういう方法はしないんですが、支柱を支えてですね、

それで全体で建物を支えるような交換をやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

乾議員。

○7番（乾 健郎） 柱の横に歪みが出ておるといことですね。

それと片方のほうは問題ないんか、その辺だけ教えてください。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） その症状が出ておるのは、窓枠全体と違いまして、真ん中の支柱だけでございますので、ですので、その部分だけもう切って、取り換えるわけにまいりませんので、全体を取り換えて、この際に、補強も図っていくということでございます。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

8番 江議員。

○8番（江 京子） 10ページの19節・防犯対策費の防犯灯の補助の部分なんですけど、初めの予算より多く出てきたということで、補正があがっているんですが、町内の防犯灯の完了率はどんなものなのか、教えてほしいと思います。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 今、LEDへの取替えの関係は、今のところですね、当初予算で125灯、お認めいただいていたんですけども実績といたしまして、30自治会120灯分を、今現在、施工させていただいております、あと10自治会40灯分が、他に要望があるということで、今回、40万円、補正でお願いさせていただいております。

○議長（辻井 成人） 課長、完了率、率やで何%かということです。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 実績では95%ぐらいになるかと思えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） かなりの蛍光灯からLEDの完了になっているということなんですけど、早くから自治会の予算の中で、LEDに変えているところもありますので、また交換とか、そういうのもどんどん出てくると思いますので、また、それは来年の予算のほうに反映していただくように、お願いいたします。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 先ほど完了率、ちょっと誤解を、私させていただいております、LEDの取替えについては、昨年度から、昨年度は自治会各3灯ずつということで、今年5灯ずつということで、一応そこら辺で考えますと、おそらく今現実、30回、各自治会でのもつとる防犯灯の率からいきますと、30から40%ぐらいではないかと思えます。

そやもんで引き続き助成のほうは、させていただく形でさせていただきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） よろしいですか。

江議員。

○8番（江 京子） かなり、やはり電気代は自治会でもっているのもので、LEDに変えると電気代のほうが、かなり安くなるということで、来年の予算のほうにも、そこら辺も見込んであげてほしいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 10番北岡よろしく願いします。

11ページ、保健衛生費で保健師さん2名、研修等に出されるということで、14ページのほうにですね、日本公衆衛生学会登録負担金を、今回、今までな

かったのを出すというお話だったんですが、これ来年度からもずっとこれ負担金を出していくのかというのが1点と。

それから、その全国国保地域医療学会のほうに参加される、保健師さん2名を出されるというお話なんですけれど、それを成果を発表してくるという、確かお話だったと思うんですけど、具体的にはどういうお話をしに行くのかというのが1つと。

それから、全国的ないろんな発表があるとしまして、その成果をいかに今度、こっちへ戻してくるかという方法論ですね、それと、どういう話があったのかというのは、研修へ行って、その後、議会のほうにもですね、どういうお話があったのかという報告をしていただけるのか。そういう点をお伺いをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、13、14ページの農林水産業費のほうでですね、農地費の排水機揚の保険料のお話なんですけど、もともと全体として保険料が幾らでですね、今回、損害保険会社が合併して、1万6,000円追加になるという話なんですけど、合併して追加になるというのは、根拠は一体なんなのかというのを教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 国保の地域医療学会の関係ですけども、おとな元気教室に関して、発表するという形になっております。この件につきましては、県内でどんだけか割当がございますので、それで手を挙げたところが行ってもらおうという形になっておるんですけども、手を挙げてないところになりますと、逆に国保連合会のほうが、どっかへ行ってもらえませんかというようなことも言われております。

それで、おとな元気教室につきましては、国庫補助金等ももらって、いろいろな活動をしておりますので、今回、出させていただくことになりました。一般質問でもありましたように、医療費が多少下がったとか、腰痛が治ったという成果を、一応発表していきたいというふうに考えております。

それで、この地域医療学会につきましては、医療とかいう関係もござい
ますので、お医者さんなんか、国保の診療所なんかの人たちも発表されますし、
県内の何箇所かのいろんな関係で発表されますので、その辺の活動を、全国
的なものを見てきまして、いいものがあれば、町のほうにも取り入れていき
たいというふうに考えております。

議会に対しての発表のことをするかということにつきましては、ちょっと
また検討させていただきます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 私のほうから、日本公衆衛生学会の登録の
件でございますが、2年ほど前に、三重県でこの全国大会が開催された時に、
私どもの保健師が母子保健に関する発表をさせていただきました。その時は
単発でお支払いをさせていただいたんですが、今回、74回の全国大会につ
きましては、昨年、三重県で行われた公衆衛生学会のほうで、社会保険に関
する母子の研究を、昨年、条例ができたことに伴い行いましたので、それを
発表しましたら、三重大学のほうの先生のほうから、全国のほうでもしてほ
しいという話もありまして、今回、74回の長崎のほうへ行くことになりました。

このような全国から、小池長寿健康課長も言われましたように、医療関係
者や保健師さん、それから看護師さん、いろいろこれから行政の公衆衛生に
携わる方々の発表等がありますので、その中で1つでも町に役に立つことが
あればきちっと得て、保健師一人一人のアップできるようにと思っております
ので、今後とも、来年度からも公衆衛生学会の登録料については、計上さ
せていただきたいと思いますと考えております。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。

ただ今、ご質問いただきました役務費の補正1万6,000円でございます。こ
ちらにつきましては、排水機揚のですね、地元の自治会さんに管理をお願い
させていただいておって、その時の作業の何か傷害があったときのための保

険という中でかけさせていただいております、当初予算でお認めいただいておりますのが20万1,000円でございます。それに対して1万6,000円の差異が出てきたということでございます。

こちら日本興和と日本損保ジャパンが合併することよりまして、再度この合併したことによってですね、東北大震災の災害等のことを加味するとですね、どうしてもこの1万6,000円上げざるを得ないということの中でですね、お話をいただきましたので、今回、1万6,000円の補正をお願いさせていただいております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 再質問ではございませんが、質問ではありませんが、通常経費としてですね、負担金をしっかり計上していただいて、たくさんの保健師さんやいろんな方々が参加をされまして、それをいかにフィードバックするかということが、とても大切なことやというふうに思いますので、しっかり取り組んでいただくようお願いをしておきます。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで歳出全般の質疑を終わります。

続きまして、5ページから8ページの歳入全般並びに議案書の19ページ、第2表 地方債補正を合わせてお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第56号の質疑を終わります。

◎議案第57号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第57号 平成27年度明和町齋宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第57号の質疑を終わります。

◎議案第58号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第58号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第58号の質疑を終わります。

◎議案第59号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第59号 平成27年度明和町公共下水

道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般並びに議案書の29ページ、第2表、地方債補正を合わせてお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第59号の質疑を終わります。

◎議案第60号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第60号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第60号の質疑を終わります。

◎議案第61号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第61号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、収入支出をお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第61号の質疑を終わります。

以上で、一括上程した各議案の質疑を終わります。

◎全議案の討論

○議長（辻井 成人） これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にしたうえで、討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

◎議案第56号の採決

○議長（辻井 成人） これから一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第56号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第57号 平成27年度明和町齋宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第57号は、原案とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第58号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第58号は、原案とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第59号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第59号は、原案とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第60号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第60号は、原案とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第61号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第61号は、原案とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括上程した各議案の採決を終わります。

◎認定第1号から認定第9号の一括上程

○議長（辻井 成人） 日程第3 一括上程した議案について

認定第1号 平成26年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

認定第2号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第3号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第4号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出
決算認定

認定第5号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定

認定第6号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第7号 平成26年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第8号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

認定第9号 平成26年度明和町水道事業決算認定

を議題とします。

◎決算特別委員長報告

○議長（辻井 成人） この件につきましては、会期中の決算特別委員会で審
査をいただいておりますので、これより委員長報告を求めます。

決算特別委員長 奥山幸洋議員、登壇願います。

(12番 奥山 幸洋議員 登壇)

○12番（奥山 幸洋） それでは、決算特別委員会審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました平成26年度明和町一般会計歳入歳出決算他7件
の特別会計の歳入歳出決算と水道事業決算は、審査の結果、各会計とも認定
するべきものと決定しましたので、会議規則第77号の規定により報告します。

1. 付託案件

- 認定第 1 号 平成26年度明和町一般会計歳入歳出決算認定
- 認定第 2 号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第 3 号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第 4 号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出
決算認定
- 認定第 5 号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定
- 認定第 6 号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第 7 号 平成26年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第 8 号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第 9 号 平成26年度明和町水道事業決算認定

2. 付託年月日

平成27年 9 月 14 日

3. 審査年月日

平成27年 9 月 15 日、16 日

4. 委員会出席者

委員12名、議長

説明のための出席者 町長以下50名

監査委員 2 名

5. 審査の概要

付託された 9 件の決算の内容は「歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書」「主要施策の成果及び実績報告書」などの資料及び監査委員より提出されています、意見書も参考に審査を進めることといたしました。

なお、決算特別委員会における質疑等の内容につきましては、会議録が作成されますことから、報告を省略させていただきます。

6. 討論

討論される方はありませんでした。

7. 採決

認定第1号 平成26年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

全員賛成で原案認定

認定第2号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

全員賛成で原案認定

認定第3号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

全員賛成で原案認定

認定第4号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出
決算認定

多数賛成で原案認定

認定第5号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

全員賛成で原案認定

認定第6号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

全員賛成で原案認定

認定第7号 平成26年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

全員賛成で原案認定

認定第8号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

全員賛成で原案認定

認定第9号 平成26年度明和町水道事業決算認定

全員賛成で原案認定

以上で、決算特別委員会に付託されました事件の審査結果の報告を終わります。

○議長（辻井 成人） 奥山幸洋委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対して、補足説明される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 補足説明をされる方がないので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

◎全議案の討論

○議長（辻井 成人） これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にしたうえで、討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がございませんので、これで討論を終わります。

◎認定第1号の採決

○議長（辻井 成人） これから一括上程しました各議案の採決を行います。

まず、認定第1号 平成26年度明和町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第2号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第2号 平成26年度明和町齋宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第3号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第3号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第4号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第4号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立多数です。

従って、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第5号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第5号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第6号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第 6 号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第 6 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、認定第 6 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第 7 号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第 7 号 平成26年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第 7 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、認定第 7 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第 8 号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第 8 号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第9号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第9号 平成26年度明和町水道事業決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、一括上程した各議案の認定を終わります。

◎発議第1号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第4 発議第1号 公共施設等建設特別委員会設置に関する決議を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） この議案につきましては、先にご協議いただいたものですので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

お諮りします。

乾健郎議員ほか5名から提出されました、発議第1号 公共施設等建設特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、乾健郎議員ほか5名から提出されました、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今、設置されました、公共施設等建設特別委員会の委員の選任を行い

たいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

それでは、委員名簿を配布する間、暫時休憩します。

(午前 9時 37分)

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時 39分)

◎公共施設等建設委員会委員の指名

○議長（辻井 成人） お諮りします。

特別委員会の委員の選任については、既にご協議いただいたところで、委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、公共施設等建設特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり、選任することに決定しました。

名簿を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、公共施設等建設特別委員会を開いていただき、正副委員長を互選していただきたいと思います。

委員会室で、お願いします。

（午前 9時 40分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 55分）

◎正副委員長の互選

○議長（辻井 成人） 公共施設等建設特別委員会で互選していただきました、正副委員長を報告します。

委員長に上田清議員、副委員長に伊豆千夜子議員が選任されましたので、報告します。

○請願第2号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第5 請願第2号 大淀地区内の牛舎建設反対に関する請願書を議題とします。

この件に関しましては、議会運営委員会にお諮りし、総務産業常任委員会でご審議をいただいておりますので、ただ今から総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

奥山幸洋委員長、登壇願います。

(12番 奥山 幸洋議員 登壇)

○12番（奥山 幸洋） 請願審査報告書、平成27年第3回定例会、9月10日の本会議において付託されました下記請願につきまして、その審査結果を会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1. 付託された請願名 請願第2号 大淀地区内の牛舎建設反対に関する請願書
2. 総務産業常任委員会開催日 平成27年9月11日
3. 委員会出席者 委員7名、副議長、町長、副町長、関係課長・係長
4. 審査の概要 9月11日の委員会では事務局より請願の朗読を行ったのち紹介議員に請願の趣旨について説明を求めました。紹介議員によりますと、請願第2号 大淀地区内の牛舎建設に反対する請願について、地元、特に一番近い周辺住民に対し説明をせず、話し合いに協力的でなく進めていく事業者の対応が一番原因があります。

今後、牛舎の経営によって悪臭問題、ハエや蚊等の害虫問題・水質汚濁問題・土壌汚染問題・排水問題・汚染物質等が排出された時の環境汚染問題、それに日本脳炎の心配、口蹄疫の牛の伝染病問題があり危惧するものです。

特に水質汚濁問題については、200m下流に水源地がありますので、水質に影響があっては人体への影響にまで及び、大変懸念するところでもあります。

また、牛400頭の規模で事業申請を提出されているそうですが、施設が増設され規模が拡大されるおそれもあります。

以上のようなことから、請願審査の趣旨を十分理解のうえ、住民に納得できる事業計画書を提出し説明を行い、地元住民と公害防止協定を締結していただきたく請願を採択され、意見書の提出を何卒お願いしたいとのことでありました。

説明に対し委員から、①「住民署名の状況は。」②「水源地への影響は。」③「建設に関しては法的な問題はないが、議会がこの意見書を提出することによって効果はあるのか。」などの意見がありました。

説明に対し行政側から、①「請願自治会以外の自治会からも署名活動が続けられている。」②「牛の糞尿の処理方法次第では、地下水、水源地に影響が出てくる可能性もあるが、全てがその影響と断言はできない。しかし、水源地保護条例の区域内に入っているため、今後、条例等検討していく必要がある。」③「産業の展開、住民の思いなどもあり最終的には町が判断することだが、議会側の対応は判断の一助としたい。」とのことでした。

また、行政側からは、業者、自治会などのこれまでの経過説明もありました。

続いて、討論を行いました。討論する委員はありませんでした。

続いて、採決を行いました。採決は起立により行いました。起立全員でした。

よって、請願第2号 大淀地区内の牛舎建設反対に関する請願は採択することに決定しました。

以上、総務産業常任委員会の請願審査報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 奥山委員長の報告が終わりました。

報告に対し、補足説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 補足説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

2番 西岡議員。

○2番（西岡 厚） すいません。僕は委員会のほうに傍聴させていただきました。この今あがった3つの議題ですね。住民署名の状況は、水源地への影響は、建設に関して法的に問題はないのかとか、このほかにも議題が出たと思うんですけども、そのことに関してお聞きしたいんですが、よろしく願いします。

○議長（辻井 成人） 12番 奥山議員。

○12番（奥山 幸洋） いろんなたくさん意見が出たわけですが、先ず、この住民署名の状況はというところ、これにつきましては、行政側から説明がございまして、230名程度のその時点では署名が出ていますというふうなことでした。

それで、水源地への影響はということで、これは行政側からも報告がございましたんですが、200m以内に水源地がございますので、これが全部の原因とは特定できませんけども、いろんなそういう害があるかわからんということで心配される、懸念されるというようなこととございました。

それで、自治会からの意見からも署名活動が、もう1つありましたですね、失礼しました。建設に関して法的な問題はないか。議会がこの意見書を提出することによって効果があるのかというようなこととございますが、これにつきましては、行政側の方へこの意見書が提出されますので、そののち行政側の方で、この議会の意見を踏まえて対応していただくというふうなこととございます。

それから、水源地の影響を言わせてもらいました。そのようなことで、あとにはたくさん出ましたのが、ちょっとお待ちください。あと、建物がですね、どういう建物になっておって、糞尿の処理ですね、地面がどうなっておるのかというようなことで、そのような質問が出ました。話の中では糞尿とオガをまいてやるような話ということで聞きました。

それと、もう1つその前にきちっとした計画書がですね、細かい計画書がまず地元の方がわからないというのが、一番大きなところで、これについては行政側のほうからもお話がございましたが、業者のほうに地元の方と、住民さんとお話をさせていただくようにいうふうなお願いの文書が出ておるわけですが、これは2回にわたって出ておるということで、出されましたのですが、これについては特に業者のほうの動きはございませんだ。

ということで、この委員会のほうでは特に一番住民の方と、やはりコミュニケーションをとっていただいて、理解をしていただくというのが、一番大事

というふうなところでございました。

あと水源地、あと計画がわからないということと、頭数についてもですね、当初は400頭ぐらいの計画で、お聞きしとるんですけども、話の中ではですね、もっともっと1,000頭を超えるような話にもなっておるといような話もございました、ここら辺のところもはっきりしないといようなお話もございました。

ここへも、先ほども読み上げさせてもらったんですが、一番大きなものは、地元の住民さんに良心的な話し合いをしていただくというのが、まず第一かというふうに思っております。以上です。

○議長（辻井 成人） 西岡議員、よろしいですか。どうぞ、西岡議員。

○2番（西岡 厚） ありがとうございます。

聞いた内容が、僕が傍聴に聞かせてもらった聞いた内容が、すべてさっきの話で出たというわけじゃないですけども、今、委員長説明の文章を読ませていただいた中で、地元住民と公害防止協定を締結していただく請願を採択されと書いてありますけども、この内容ですと、住民さんのほうから出された請願書の内容とは、ちょっと相違があるんじゃないかなと思いますので、その点はどうでしょうか。

○議長（辻井 成人） 西岡議員、この質疑は付託事件ですので、提出者に審査の経過と結果に対することであり、質問することは許されないと運規のほうで書かれておりますので、それは討論の場でやっていただくようお願い申し上げます。

他に質疑される方はございませんか。

3番 中井議員。

○3番（中井 啓吾） すいません。

ちょっと僕もまだ初めてで、慣れてないので制止されるかもわかりませんが、請願審査報告書、委員長の報告によりますと、地元、特に一番近い周辺住民に対して説明せず話し合いに協力的でなく進めていく事業者の対応に

一番原因があります。

裏面で、8行目、さっき西岡議員も言われたんですが、請願書の趣旨等を十分理解のうえ住民に納得できる事業計画書を提出し説明を行い、地元住民と公害防止協定を締結していただく請願を採択され意見書とあるんですけども、9月7日に近隣住民さんと事業者さんとの間で、話し合いが、行政も入った中で行われておると聞いておるんですけども、その資料の中にですね、2ページ目の一番下なんですけど、周辺地域の方と環境保全協定書を締結させていただきますし、住民説明会の要請があれば、いつでも対処させていただきますとあります。

その後、委員会がされておると思うんですけども、これ内容がちょっと変わってきているのはなぜでしょうか。

○議長（辻井 成人） それもね、西岡議員と同じで、質問ですのでね、討論の場でやっていただくのが、本来の姿だと思いますので、討論の場でやっていただくように、こちらからお願い申し上げておきます。

他に質疑される方はないですか。

11番 樋口議員。

○11番（樋口 文隆） 11番樋口です。これは質問になるとしますので、聞いていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 樋口議員、質問になられるのであればですね、討論の場でやられたほうがいいんじゃないかと思います。

○11番（樋口 文隆） そうですか、じゃあ討論でさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

3番 中井議員。

○3番（中井 啓吾） それでは、私は請願第2号 大淀地区内の牛舎建設反対に関する請願書の委員長報告の採択に関しまして、本請願に反対の立場で討論させていただきます。

まず最初に、皆さんにお伝えしたいのは、今回、私がこの請願に反対するのは決して建設に賛成ということではなく、法的根拠がなく建設止むなしという思いからであること。そして、この請願を明和町議会で採択をしてしまうことの重大さということです。

法的根拠がなく建設やむなしという状況の中、今後、近隣住民さんに対し、事業者が真摯な対応でしっかりと門戸を開き、意見を聞いていただける体制をとっていただくようにするためであるということ。

そして、今現在、明和町にある畜産を営んでいる農家さんが聞いてもらっていても、恥ずかしくない話をしたいという立場からの反対討論であるということをご理解いただきたいと思います。

では、その理由について4点ほど申し上げます。

まず1点目は先ほども触れましたが、牛舎建設を阻止するための法的根拠がないからです。本年の2月28日、農業委員会において買収予定農地における農地転用の申請が受け付けされ、翌月3月13日に牛舎建設予定農地の用途変更の申し出が、役場の農水商工課で受け付けされました。

その後6月5日に、用途変更の申し出に対し、明和町のほうに3名の方が異議申立をされましたが、その異議申立について、7月6日の農振協議会において出席者、明和町長、明和町議会議長、明和町土地改良区、農業委員会会長・副会長、JA、5地区の自治会の代表者などが出席をされ、異議申立が棄却をされております。

その後、8月12日に異議申立者のうちの1名の方が、県知事に対し不服申立をしているということを確認しております。私は皆さまから議員という責任のある席をお預かりしている以上、法律はより尊重すべき立場であると

考えております。

続きまして、2点目なのですが、本請願内容におきまして、臭い、ハエそして地下水の汚染問題など環境面での心配があげられておりますが、まず今回、建設を予定している業者に対し、憶測での勘違いや誤解が生じていること。それでは誰もが冷静で正当な判断がしづらくなります。

その中で幾つか説明させていただきますが、まず今回、牛舎を申請されている業者は、酪農ではなく、飼育牛であり、糞、尿ともに酪農に比べて量が少なく、尿については約半分、糞にいたっては3分の1程度であり、また、飼育施設におきましても、しっかりとした設備を取り入れることで、近隣に与える影響が最大限抑えられるのではないかとということです。

まず臭いとハエについてなのですが、餌は発酵飼料を使用し、牛の消化、生理にあった餌を与え、体内での異常発酵を抑えることで、糞自体の臭いを低減できるということです。また、糞尿処理の対策については、コンクリート打ちの床面におがこ、またもみ殻を厚く詰め敷きつめ、月平均2から3回の交換をしますが、季節や天候により乾燥状態が悪ければ、交換回数を増やすことで、臭い、ハエなどの害虫の発生を抑えるとしています。

堆肥舎では土壌菌などの薬剤散布を行うことで、臭いを抑制し、また、ハエ駆除剤の適切な使用により発生防止、駆除を行うということです。

また、地下水汚染については、放牧は一切せず、牛舎及び堆肥舎はすべてコンクリート打ちとなっており、雨水以外、地下への浸透が少ないということ。また、糞尿の処理についても、業者自らが田畑地にまくということは一切せず、完熟堆肥として地元希望者に還元するというので、残ることはまずないそうです。これまではないそうですが、残った場合は速やかに堆肥業者に引き取ってもらうとのことでした。

なお、このことについて、明和町土地改良区から文書にて、ご指示もいただいているということを知っております。

また、口蹄疫、BSEなどの疾病問題については、人体に影響が少ないと

はいえ疾病発生を未然に防ぐため、ワクチンを打つなどの対応をするとともに、外部からの入場者がある場合には、白衣・帽子・長靴などを着用し、病原菌の進入を防ぐよう努力はするそうですが、もしも発生した場合には、即時に県に報告し、法に則った対応をとるということで、それについても最大限の努力をしていくとのことでした。

これにつきましては、明和町にある畜産農家の方もまったく同じだと思います。

先日、伊勢市にある肥育牛を飼育しておられる牛舎さんに見学をさせていただいたんですが、近くには複数の牛舎があり、個人差はあると思いますが、その周辺において臭いはほとんどなく、今回、申請をしている業者と同じように、糞尿、排水には一切流さないということで、細心の注意をはらい、近隣に迷惑をかけないようにしているということをお聞きしました。

その中で、今回申請をされている業者に直接あって、聞き取りをしました。が、しっかり近隣の環境に配慮した設備を整え、施設全般、肥育牛ともにしっかり管理して、臭い、ハエ、病気なども少なく抑えられるのではないかと感じました。それをより0に近づけるためには、企業努力をしっかりと発揮してもらうのが第一ですが、この請願が採択となれば近隣住民さんと業者との間に距離が広がっていくというおそれもあるなか、今、業者が望んでいる近隣自治会さんとの協定書なども結んでいくことが、困難になっていくこともあるのではないかと思います。

続きまして、3点目なんです。地域に貢献できる部分があるということをお聞きさせていただきます。今回の建設予定地付近は、耕作放棄地が多く、その土地を買い上げ、地元雇用を増やし、ゆくゆくは固定資産税、法人税なども納めていただけることになり、議員という立場からも町財政が厳しいなかで、少しでも明和町が潤うことが望ましいのではないかと考えます。

また、地元の小学校、幼稚園、保育所の子どもたちが見学できるような体制をとり、近隣の相可高校や明野高校の畜産実習生の受け入れも行って、地

元にもいろんな協力をしていきたいということも聞いております。このことについても、私たち議員は考慮すべき重要な点であると思います。

次に、4点目なのですが、今現在、明和町では畜産業をされている方がおられ、今後そちらへの影響も出るのではないかという心配です。私が調べたところ、今の明和町には牛畜産農家が10軒で、あわせて約2,700頭、鶏の畜産農家が2軒であわせて約6万羽の飼育がされております。今回この建設反対の請願が採択されれば、今後、考えられる状況として、新規参入は難しくなるという状況が起こりうるなかで、今の畜産農家がやる気と意欲を持ち、増設しようとするときも、認めないということにはならないでしょうか。

今後、今あるこの12軒の畜産農家さんにおいても、高齢化が進み担い手も少なくなっていき、やがて明和町から畜産農家は消えていくということも考えられます。今ある畜産農家さんが世間に対して肩身の狭い思いをし、引け目を感じさせることは絶対にあってはならないことだと思っていますし、それどころか少し前の話ではありますが、平成24年度の松阪牛共振会で、町内の牛が優秀賞1席をとったときには、誇らしげに話したことを、私は覚えております。皆さんもそうではなかったでしょうか。

先月8月31日の日本農業新聞に載っていた、東京都練馬区にある酪農家の小泉興士さんという方の記事なのですが、その方は1981年に酪農家であった養父が亡くなり、業を引き継いでからしばらくは住民の苦情を受け、区役所、警察、保健所の職員も相次いで牧場を訪れ、経営改善を促していくなか、町を歩いていると道行く人から、後ろ指を指されているような気分になり、外出が怖くなって悪夢にうなされる夜も多く、何を食べても味を感じないほどで、四面楚歌の常態だったそうです。

このような辛い思いを、今ある畜産農家さんにしてほしくないと思います。家族の生活を支えて、そして、子どもを育てていくために、頑張っておられる方にも影響が出る可能性があるということを、重く受けとめてください。

以上、4点のことから本請願内容と事業者との間に、誤解があるなかでの

ずれが生じていると感じ、そのことから近隣住民の皆さんが、不明な情報が飛び交うなかで、不安になっていることを払拭することが、もっとも重要ではないかと考えます。

採択をするということは、法で保障されている自由を行使する業者に対し、オール明和町議会として、建設させないために最善の努力をしなければならぬ道義的責任をも負うこととなります。建設止むなしという状況のなかで、私たち議員が最善策としてすることは、今後、近隣住民さんと業者との間で溝ができてしまうかもしれない、そして、今ある畜産農家さんに肩身の狭い思いをさせてしまうかもしれない、建設反対請願の採択でしょうか。それとも近隣住民の皆さんと畜産農家さんの未来のため、業者との間で今後よりよい環境をめざし、共存していく環境を築いていくことでしょうか。

私たちは議員という立場をお預かりしている以上、この請願採択の重大さを考え、それぞれの立場や思いを優先する前に、議員としての自覚と責任を持っていただき、現実的に何が一番大切なのかを、もう一度考えていただきますようお願い申し上げます、私の反対討論を終わらせていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

11番 樋口議員。

○11番（樋口 文隆） 失礼いたします。

私はですね、当然、本請願についてですね、うたわれておる悪臭等について、住環境に対する弊害が生じた場合はですね、それはいくぶん漏れず行政処分の対象としてですね、なるというふうに私も思っております。

この請願がですね、いわゆる総務産業のほうの委員会に付託をされておりますので、そのことについてはですね、尊重させていただきたいと思いますが、その今回のですね、委員長の報告書のなかにですね、ちょっと私としては意見で言いたかったんですけども、討論でということですので、言わせていただきますけども、この請願のなかにはですね、未だ事業者から十分な

説明がないため、正確なことがわからず、非常に不安な状況ですというふう
に書かれております。

もう1つですね、請願の趣旨である請願事項については、住環境の悪化防
止を図るため関係行政機関に対し建設反対の意見書を提出していただきたい
ということではなされております。

そのなかで、この中で以上のようなことから、よろしいですか。以上のよ
うなことから、請願書の趣旨等を十分理解のうえ、住民に納得ができる事業
計画書を提出し説明を行い、地元住民と公害防止協定を締結していただきたく
、請願を採択され意見書の提出をなにとぞお願いいたしたいということであ
りましたというふうには、地域の方からはなされております。

ここでちょっと乖離があるというのは、内容が付帯的になっていないかとい
うことではなされております。むしろ請願というのが、建設反対というふうには、地
元の方がなされておりますが、このことについてはですね、ここで、委員長
報告でなされておることではなされて、このようするに事業計画が提出され、事
業者から説明があり、地元住民と公害防止協定が締結していただきたくと、
こうなされておりますので、事業所のほうの行為がそれであればですね、いわゆる
認めていくのかということが1つあると思います。

ですから、請願内容と、いわゆる委員長報告でなされた、これは地元の方
には私、確認はしてはなされてませんが、委員長報告として読まさせていた
だいて、意見を言わせてはなされてはなされておりますので、よろしくお願
いします。

そこでですね、やはり冒頭にも申しましたが、本請願の取扱いについて
はですね、総務産業常任委員会で付託をされ採択をされておることではな
されて、それは尊重しなければはなならないと思いますが、やはり議会として
ですね、これを意見書にされるわけではなされて、今後。

それはですね、やはり町民に対して公益性のあることなのか、どうなのか。
その辺のやはり有無の関係、自主的に判断をされるということではな
されて、非常にや
っぱり議会としては重いと思います。ですから、今の委員長報告でな
されて

す内容についてはですね、まだ審議が未了ではないかという形を考えますので、それと、この内容であれば意見書は付帯事項になると思います。ですから、その辺は十分に、この意見書では私は賛成できませんので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

1 番 山内議員。

○1 番（山内 理） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、請願第2号 大淀地区内の牛舎建設反対の請願書について、賛成の立場で討論をいたします。

明和町にとって企業誘致というのは、きわめて大きな課題であります。企業誘致が進めば雇用の拡大が望めますし、また、町からの人口の転出防止、しいては今、話題になっております人口減少の歯止めにもなると思います。今後も積極的に企業誘致等をお願いせねばなりません。

しかしながら、今回のそれは一部住民の皆さんと同意がとれていないことがもっとも重要な問題であると思います。住所こそ大淀地内ではありますが、もっとも近くの自治会は御厨野自治会さんであります。今回、御厨野自治会、中海団地自治会さん、それから相野自治会さん、それから西山団地さんから出た請願書は、議員として重く受けとめねばならないと思っております。

住民の皆さんの声が届いていないというのは、この請願書を見ても十分に読み取れます。ただ、皆さんから出た請願書は法律の前ではまったくの効力がありません。残念ながら法の前では無力であります。まったくの弱者であります。企業誘致は大きな課題であります。しかし、もっとも近い地元住民の理解が得られない企業誘致には、未来はないと私は思っております。

弱者である町民の皆さんに耳を傾けるのも、議員として大切な職務だと思っております。改めまして、この請願第2号の案件を賛成いたします。

最後に、この明和町を安心して暮らせる町にさせていただくことを、強く要望して私の賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

西岡議員。

○2番（西岡 厚） 議長より登壇をお許しいただきましたので、反対討論をさせていただきます。

先ほどの山内議員とかの話もあったんですけども、住民さんが不安に思われているというところが、あるので反対をするということですけども、委員長報告のなかでは、その問題が解決できれば賛成をするというような内容に、僕はとれましたし、委員会に傍聴で出席させていただいたなかでも、議員さんのほうから、クリアができれば、問題解決ができれば、建設には賛成だという意見もお聞きしました。

そうするとですね、議会自体が請願書を採択したということは、採択の内容と議会の採択をした内容というところに相違がありますので、そのことに対して反対というわけじゃないんですけども、今回の請願書に対しては反対だという意見を、ここに述べさせていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論がないようですので、討論が終わりましたので、阪井議員より発言を求められておりますので、許可をしたいと思います。

阪井議員。

○6番（阪井 勇男） ちょっと私もう耳が遠くて、冒頭に反対討論か、賛成討論かというところをうたわれなく、続けられましたもので、後ほどお話を聞いて反対だという討論がわかりましたので、取消で結構でございます。

○議長（辻井 成人） それはどうもすいませんでした。

これから、請願第2号 大淀地区内の牛舎建設反対に関する請願書の採決を行います。

請願第2号は、委員長の報告は採択です。

委員長の報告どおり採択することに賛成の方は起立願います。

(多 数 起 立)

○議長（辻井 成人） 起立多数です。

従って、請願第2号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（辻井 成人） お諮りします。

ただ今、請願第2号が採択されたことに伴い、発議第2号 大淀地区内の牛舎建設反対に関する意見書の追加日程第1として、日程に追加の上、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、追加日程第1 発議第2号 大淀地区内の牛舎建設反対に関する意見書を上程し議題とします。

○議長（辻井 成人） それでは、意見書を配付する間、暫時休憩いたします。

(午前 10時 31分)

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 34分)

○議長（辻井 成人） 意見書を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明は省略いたします。

◎発議第2号の質疑・討論・採決

○議長（辻井 成人） これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第2号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第2号 大淀地区内の牛舎建設反対に関する意見書の採決を行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多 数 起 立)

○議長（辻井 成人） 起立多数です。

従って、発議第2号は、原案のとおり可決されました。
さっそく関係機関に送付します。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午前 10時 36分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 50分）

◎請願第3号～請願第6号の一括上程

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第6 請願第3号から、日程第9 請願第6号を一括上程し、議題と
したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、

日程第6 請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求め
る請願書

日程第7 請願第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める請願書

日程第8 請願第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

日程第9 請願第6号 防災対策の充実を求める請願書

を一括上程し、議題とします。

この件に関しましては、議会運営委員会にお諮りし、教育厚生常任委員会でご審議をいただいておりますので、ただいまから、教育厚生常任委員長の報告を求めます。

江京子委員長、登壇願います。

(8番 江 京子議員 登壇)

○8番(江 京子) それでは、請願審査報告をさせていただきます。

平成27年第3回定例会9月10日の本会議において付託されました下記請願につきまして、その審査結果を会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1. 付託された請願名

請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書

請願第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める請願書

請願第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

請願第6号 防災対策の充実を求める請願書

2. 教育厚生常任委員会開催日

平成27年9月11日

3. 委員会出席者

委員7名、議長、町長、副町長、教育長、関係の課長・係長

4. 審査の概要

9月11日の委員会では、事務局より4件の請願書について、紹介議員に請願の趣旨説明を求めました。

紹介議員によりますと、請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書、請願第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める請願書、請願第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書、請願第6号 防災対策の充実を求める請願書は、昨年9月の委員会においても慎重審議をしていただいたものばかりです。どの請願をとりましても、未来を担う子どもたちの安心して学び、豊かに学ぶために大切な事項ばかりです。

請願第3号は、地方自治体の財政状況に左右されず、教職員を安定的に確保するためのもので、全国的な教育条件や制限維持につながるものです。

義務教育は、日本国憲法に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として、基礎的な資質を培い、社会人になるために欠かせないもので、基盤となるものです。

その基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育国庫負担制度です。義務教育の「機会均等」「水準確保」「無償制」を支えるためには、「教育はひとり」といわれるように、教職員の確保、適正配置、資質向上が重要です。

国からの教育費の削減は、教育条件の低下、地域格差をもたらします。学校統廃合が起こり、人口の流動化が生れ、地域コミュニケーターの崩壊にもつながります。これ以上の削減につながらないように存続充実され、国の責務として必要な財源が確保されるようお願いいたします。

請願第4号は、現在多くの都道府県で、国の定数を使いながら、児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるように、少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから、大変有益であるという声が寄せられています。教職員の定数増は、学力向上のみならず、子どもたちの心の安定を与えます。

一人ひとりの児童生徒とじっくり向き合い、受けとめ、寄り添うことが、今日あるいじめや不登校など、さまざまな課題解決につながります。

近年は障害のある子どもたちや、さまざまな問題を抱える子どもたちへの対応も多種多様で難しくなっています。それに加え、新学習指導要領により週あたりの授業時間が増え、学習内容も増加しました。これらの点からきめ細やかな教育の実現には、適切な教職員の定数確保が必要となってきます。それには文部科学省が策定する、教職員定数改善計画の策定と実現が必要です。

請願第5号は、子どもの貧困とは、相対的貧困のことで、生活するために、通常得られるものが得られない、できることができない状況のことをさします。2012年度は全国で16.3%、6人に1人が貧困状態にあり、三重県では8.9人に1人の子どもが就学援助を受けています。

学校では貧困家庭の保護者で、就学援助や生活保護費などについて知らない方に、制度について教えたり、専門的な知識が必要な場合には、スクールソーシャルワーカーや地域の福祉課に、その家庭をつなぐこともしています。国がとるべき対策はたくさんありますが、社会全体が貧困に苦しむ子どもたちから目をそらさず、解決への取り組みが必要です。

請願第6号は、子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しは、東日本大震災以降、急務となっています。県内の学校、屋内運動場の天井については、撤去後、再設置などの何らかの対策、工事の計画はされていますが、2015年7月の段階では、対策済みの学校は少ないのが現状です。

子どもたちの安全・安心の確保に向け、学校内での子どもたちの命や安全をどう守るか、総合的な学校安全対策を充実させなければいけません。

以上のようなことから、昨年同様に4件の請願書の趣旨等を十分理解のうえ、委員の皆様の採択をいただき、国の関係機関に意見書を提出していただくようお願いしたいとのことでした。

説明に対し委員から、①「昨年の請願内容は。」請願第3号に対し、②「数字は2007年のものだがよいのか。」請願第6号に対し③「昨年の請願には登下校中の交通事故、不審者による声かけなどの安全対策の記述があったが、今年は削除されていてよいのか。」などの質問がありました。

これに対し①「昨年と大きく変わった点は、予算的に一般財源化され不足傾向にあること。後はほぼ同様の内容。」②「この数字が一番新しい。」③「通学中の安全対策の関係は県に要望している。天井等の落下防止対策に関しては、国から2015年度までに完了をめざして取り組むように各教育機関等に要請しているため、天井等の落下防止に絞って予算の確保をしたかった。」とのことでした。

続いて、各請願別に討論を行いました。

討論はありませんでした。

続いて、各請願別に採決を行いました。採決は、起立により行いました。

各請願とも起立全員でした。

よって、

請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書

請願第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める
請願書

請願第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡
充を求める請願書

請願第6号 防災対策の充実を求める請願書

は、採択とすることに決定しました。

以上、教育厚生常任委員会の請願審査報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 江京子委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し、補足説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 補足説明をされる方がないので、これから質

疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、一括上程した全請願を対象に行います。

一部の請願についてのみ討論をされる方は、請願名を明確にしたうえで、討論されるようお願いします。

なお、討論は反対討論からお願いします。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

◎請願第3号の採決

○議長(辻井 成人) これから、一括上程した各請願の採決を行います。

請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書を採決します。

まず、請願第3号に対する、委員長の報告は採択です。

委員長の報告どおり採択することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

従って、請願第3号は、採択とすることに決定しました。

◎請願第4号の採決

○議長（辻井 成人） 次に、請願第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める請願書を採決します。

請願第4号に対する、委員長の報告は採択です。

委員長の報告どおり採択することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、請願第4号は、採択とすることに決定をいたしました。

◎請願第5号の採決

○議長（辻井 成人） 次に、請願第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を採決します。

請願第5号に対する、委員長の報告は採択です。

委員長の報告どおり採択することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、請願第5号は、採択とすることに決定しました。

◎請願第6号の採決

○議長（辻井 成人） 次に、請願第6号 防災対策の充実を求める請願書を採決します。

請願第 6 号に対する、委員長の報告は採択です。

委員長の報告どおり採択することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、請願第 6 号は、採択とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（辻井 成人） お諮りします。

ただいま、請願第 3 号から請願第 6 号が採択されたことに伴い、

発議第 3 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書を追加日程第 2 として、

発議第 4 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書を追加日程第 3 として、

発議第 5 号 子どもの貧困対策推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を追加日程第 4 として、

発議第 6 号 防災対策の充実を求める意見書を追加日程第 5 として、

それぞれ日程に追加のうえ、一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、

追加日程第 2 発議第 3 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実
を求める意見書

追加日程第 3 発議第 4 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算
の拡充を求める意見書

追加日程第4 発議第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

追加日程第5 発議第6号 防災対策の充実を求める意見書を一括上程し、議題といたします。

○議長（辻井 成人） それでは、意見書を配付する間、暫時休憩します。
(午前 11時 05分)

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。
(午前 11時 07分)

◎発議第3号～発議第6号の一括上程

○議長（辻井 成人） 意見書を朗読させます。
(職員朗読)

○議長（辻井 成人） お諮りします。

この意見書につきましては、請願書と同じ内容でございますので、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明は省略します。

◎発議第3号の質疑

○議長（辻井 成人） これから質疑を行います。

まず、発議第3号の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第3号の質疑を終わります。

◎発議第4号の質疑

○議長（辻井 成人） 続いて、発議第4号の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第4号の質疑を終わります。

◎発議第5号の質疑

○議長（辻井 成人） 続いて、発議第5号の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第5号の質疑を終わります。

◎発議第 6 号の質疑

○議長（辻井 成人） 続いて、発議第 6 号の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第 6 号の質疑を終わります。

以上で、一括上程した各議案の質疑を終わります。

◎各議案の討論

○議長（辻井 成人） これから討論を行います。

討論は一括上程しました全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にしたうえで、お願いします。

なお、討論は反対討論よりお願いいたします。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

◎発議第 3 号の採決

○議長（辻井 成人） これから採決を行います。

まず、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、発議第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書を採決します。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、発議第4号は、原案のおり可決されました。

◎発議第5号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、発議第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を採決します。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書を採決します。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

早速、関係機関に送付します。

◎議員派遣の件

○議長（辻井 成人） 日程第10 議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定によって、お手元に配布しました議会広報研修会、明和町議会災害対策本部設置規定にかかる災害対策支援活動、免震工法等について議員派遣を行いたいと思います。

なお、災害対策支援活動及び免震工法等についての実施にあたっては、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

よって、議長に一任することに決定いたしました。

◎常任委員会の閉会中の所管事務審査の件

○議長（辻井 成人） 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務審査の件を議題とします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の審査事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（辻井 成人） 日程第12 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（辻井 成人） 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

これにて、平成27年第3回明和町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

最後に、町長、ご挨拶をお願いいたします。

○町長（中井 幸充） 去る9月9日から10日間の日程で、9月定例会いろいろご審議を賜わりまして、ありがとうございました。なお、9日の初日には台風18号の影響で、始めて延会をしていただくというような状況でございまして、台風の状況並びに、昨日、発生しましたチリ津波の関係につきましては、後ほど、その状況について副町長のほうから報告もさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

この10日間のあいだに補正予算、並びに平成26年度の決算認定、すべてお認めをいただきました。ありがとうございます。なお、決算特別委員会でいろいろご指摘、ご意見賜わりましたことにつきましては、実は私ども年度のちょうど中間時期にあたりますので、目標管理ということで、業務全般についていろいろ見直す、検討というんですか、そういうのを協議を行っております。その中でご指摘いただいた等につきまして、協議をして後半のいろいろな事業に役立てていきたいと、そのように思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、公共施設の特別委員会も設置をいただきました。これから本格的に中学校並びに庁舎等々も含めまして、大きな事業の課題でありますので、皆さま方の真摯なご意見をですね、是非、お寄せいただき、いいものにしていきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思

ます。

また、本日は大淀地区内の牛舎の建設反対に関する請願採択、そして並びに意見書を賜りました。私としましても、やはり地元がそれなりに理解を得ていただく、そのためにですね、事業者のほうと精一杯、話し合いをする中で、皆様のご理解が得られるような、そういう取り組みを今後してまいりたいと、そのように思いますので、よろしくお願い申し上げて、10日間の9月定例会のさまざまな問題につきまして、御礼を申し上げたいと、そのように思います。本当にありがとうございました。

○議長（辻井 成人）　ありがとうございました。

(午前 11時 25分)
